Hott Link Inc.

最終更新日:2020年3月30日 株式会社ホットリンク

代表取締役 内山 幸樹

http://www.hottolink.co.jp/

問合せ先: 執行役員 海外事業 兼 法務担当 米津 学 Tel: 03-6261-6930

証券コード:3680

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1.基本的な考え方

当社グループは、お客様、株主様、さらには社会全体の信頼と期待に応え、企業価値の極大化のために、法令遵守に基づく企業倫理の確立が最重要課題であると認識しております。そのために、リスク管理、監督機能の強化を図り、経営の健全性・透明性を高めていく所存であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2.資本構成

外国人株式保有比率^{更新}

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
内山 幸樹	2,550,000	16.57
松田 治	230,000	1.49
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社 代表 取締役社長 持田昌典)	211,072	1.37
松本 修三	209,000	1.35
株式会社SBI証券	192,533	1.25
合同会社UK	183,500	1.19
松井証券株式会社	181,600	1.18
楽天証券株式会社	159,700	1.03
小池 秀之	156,700	1.01
シナジーマーケティング株式会社	140,000	0.91

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	12 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員 数 <mark>更新</mark>	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

- 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
- 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1.機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数 ^{更新}	2 名

会社との関係(1)^{更新}

氏名	属性				£	≹社と	:の関	係()			
戊 名	牌竹生	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k
石黒 不二代	他の会社の出身者											
安宅 和人	他の会社の出身者											
松田 清人	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)^{更新}

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由	
----	----------	--------------	-------	--

石黒 不二代	石黒不二代氏は、ネットイヤーグループ株式会社の代表取締役社長兼CEOです。当社とネットイヤーグループ株式会社との取引関係については、過去に同社と業務提携契約及び販売パートナー(販売代理)契約を締結しております。また同氏が取締役を務めるネットイヤーグループ株式会社の連結子会社である株式会社トライバルメディアハウスとは、SNS分析ツールの販売パートナー(販売代理)契約を締結しております。独立役員の指定については、ネットイヤーグループ株式会社との取引関係が再開する可能性もあるため、独立役員の指定を解除しております。	石黒不二代氏は、MBA(経営学修士)の資格を有するとともに、ネットイヤーグループ株式会社の代表取締役社長として経営全般にわたる豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社の経営戦略に対する有益な助言を与えることができると判断しております。
安宅 和人	安宅和人氏は、ヤフー株式会社のチーフストラテジーオフィサーです。当社とヤフー株式会社との取引関係については、当社よりSNS分析ツールの販売に関する取引関係があります。 当社よりSNS分析ツールの販売に関する取引関係があります。 りついるでは、2019年4月に終了しております。	安宅和人氏は、IT企業の経営戦略全般及び特にビッグデータのビジネス化に関する豊富な知見を有していることから、当社の社外取締役として適任であると判断しております。また、過去1年以内において、当社とヤフー株式会社は取引関係がありますが、一般消費者としての通常の取引のため、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断して独立役員に指定しております。
松田 清人		松田清人氏は、銀行・証券・投資会社における 豊富な経験を有するとともに、今後当社が成長 する上で必要となる資金調達、M&A、グルー プ会社ガバナンス等の幅広い見識を有してい ることから、当社の社外取締役として適任であ ると判断しております。また、過去及び現在に おいて取引など独立性に影響を及ぼす事実は なく、一般株主と利益相反が生じるおそれはな いものと判断して独立役員に指定しておりま す。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

なし

【監查役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3名

(三十)

当社は、代表取締役直轄の内部監査室(1名)を設置しております。内部監査責任者は毎事業年度期初に代表取締役の承認を得た年度計画に従い、業務執行の合理性・効率性・適正性・妥当性等について、全部門を対象に監査しております。内部監査の結果については、内部監査報告書を作成し、被監査部門に提出いたします。被監査部門は、改善要請のあった事項については、通知後遅滞なく改善提言に対する回答書を作成し、内部監査の結果を業務改善に反映しております。

当社は、監査役制度を採用しており、経営の監視機能につきましては、監査役監査の実施により適法性を監査しております。当社の監査役会は、 監査役3名から構成されており、うち1名は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。取締役会には原則として監査役が全員出 席し、適法かつ健全なる会社経営を行っているか否かという観点から、取締役を監視しております。

監査役と内部監査責任者は、日ごろから情報を共有し連携をとりながら、効果的かつ効率的な監査を進めております。また、監査役及び内部監査 責任者は、定期的に監査法人と面談し、また必要に応じて随時意見交換及び指摘事項の改善状況の確認を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数 ^{更新}	3名

氏名	属性	会社との関係()												
以 有	周1 主 a	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	I	m
福島淳二	他の会社の出身者													
荒竹純一	弁護士													
山岡篤実	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) ^{更新}

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
福島淳二			福島淳二氏は、財務や会計に関する豊富な知識・経験と幅広い見識を有していることから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。また、過去1年以上前に当社の親会社(株式会社オプト)の従業員として所属していましたが、現在は株式会社オプトは親会社ではなく、かつ福島淳二監査役は株式会社オプトを退職しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断して独立役員に指定しております。
荒竹純一			荒竹純一氏は、弁護士としての専門的な知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を受けることができるため社外監査役として選任しております。また、過去及び現在において取引など独立性に影響を及ぼす事実はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断して独立役員に指定しております。
山岡篤実			山岡篤実氏は、弁護士としての専門的な知見を有しており、企業法務に関する高い見識から、専門領域の視点を活かした監査を担っていただけるものと判断し、当社の社外監査役として適任であると判断しております。また、過去及び現在において取引など独立性に影響を及ぼす事実はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断して独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数^{更新}

5名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社への業績向上への意欲や士気を一層高めることを目的として、ストック・オプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社への業績向上への意欲や士気を一層高めることを目的として、ストック・オプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在∪ないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額にて開 示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬は、株主総会の決議により定められたそれぞれの報酬総額の上限額の範囲内において決定しております。取締役の報 酬額は、会社の業績とそれに対する貢献度を考慮して決定いたします。監査役は、常勤・非常勤の別、業務分担等を考慮し、監査役会で協議の 上決定いたします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

該当事項はありません。

2.業務執行、監査·監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート·ガバナンス体制の概要) **更新**



取締役会

当社の取締役会は、取締役4名(うち社外取締役3名)で構成され、定例取締役会を毎月1回、また、必要に応じて臨時取締役会を随時開催してお ります。経営方針、年度予算その他重要な事項に関する意思決定や月次予算統制その他重要事項の報告により業務執行及び各取締役の職務 執行状況の監督を行っております。

監査役会

当社の監査役は、監査役3名(うち社外監査役3名)から構成されており、定例監査役会を毎月1回、また、必要に応じて臨時監査役会を随時開催 している他、取締役会に出席し必要に応じ発言しております。

内部監査室

代表取締役直轄の内部監査室(1名)を設置しております。内部監査責任者は毎事業年度期初に代表取締役の承認を得た年度計画に従い、業務 執行の合理性・効率性・適正性・妥当性等について、全部門を対象に監査しております。

会計監査人

有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し、同監査法人の監査を受けております。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営監視機能の強化を図る目的で現状の体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1.株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主様の利便性を考慮し、決算業務の早期化を図り、株主総会招集通知の早期発送に 取り組む所存です。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の集中日開催を避け、多くの株主様が出席できるように配慮していく所存です。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社IRサイトに記載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説 明会を開催	決算説明会を実施いたします。また、必要に応じて機関投資家への 説明会も実施いたします。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明等を海外機関投資家向けに実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIRサイトを設置し、決算情報、適時開示情報などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR部を設置しております。	

3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定	決算説明会や当社ホームページへの情報発信等により、ステークホルダーに対して、積極 的な 情報発信を行い、当社の事業内容の理解促進を行なっていく所存です。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、「財務報告に係る内部統制の整備・運用マニュアル」を定めており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

- a 当社及び当社の子会社の取締役及び従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・コンプライアンス体制の基礎として、取締役及び従業員が遵守すべき規範である「企業倫理憲章」を定めて周知徹底し、高い倫理観にもとづいて 行動する企業風土を醸成し、堅持する。
- ・コンプライアンス体制の構築・維持は、管理担当部門を統括する役員をコンプライアンス担当として任命し取り組む。
- ・コンプライアンス担当は、取締役及び従業員の規程及び法令遵守意識の向上と運用の徹底を図るため、定期的にコンプライアンスに関する研修を実施する。
- ・取締役会規程を初めとする社内規程を制定・必要に応じて改訂し、業務の標準化及び経営秩序の維持を図る。
- ・役職員の職務執行の適正性を確保するため、社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、内部監査 責任者は、必要に応じて監査役及び会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。
- b 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・株主総会、取締役会、その他重要な意思決定に係る情報は、管理担当部門が法令及び文書管理規程に基づき、所定の年数を保管・管理する。 ・文書管理部署の管理担当部門は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して速やかに対応する。
- c 当社及び当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・当社及び当社の子会社の業務執行に係るリスクに関して、各部門におけるそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、リスク管理担当者が 全社のリスクを網羅的・総括的に管理する。
- ・当社の経営に重大な影響を与えるような経営危機が発生した場合は、代表取締役を本部長とした対策本部を設置し、当社の損失を最小限に抑えるとともに早期の原状回復に努める。
- d 当社及び当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ·定例取締役会を毎月1回開催する他、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
- ・職務執行に関する権限及び責任は、業務分掌規程、組織・職務権限規程等において明文化し、適宜適切に見直しを行う。
- ・業務管理については、事業計画を定め、会社として達成するべき目標を明確化し、さらに各部門に対し、業績への責任を明確にするとともに、業務効率の向上を図る。
- e 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社は、子会社の取締役を当社取締役及び執行役員から派遣し、子会社取締役の職務執行及び事業全般に対してガバナンスを確保するよう監督を行う。
- f 当社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
- ・監査役が職務遂行について補助すべき従業員を求めた場合、必要な人員を配置する。
- ・監査役補助従業員の人事評価については、常勤監査役の同意を必要とするものとする。
- g前号の従業員の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ・ ・監査役を補助するべき従業員の人事異動に関しては、監査役会の意見を尊重する。
- h 当社及び当社の子会社の取締役及び従業員が当社の監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- ・当社及び当社の取締役は、監査役が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備する。
- ・当社及び当社の取締役及び従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生するおそれがあるとき、取締役による違法、または不正な行為を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- ・前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制として、当社は、前項の報告をした 当社及び当社の子会社の取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底す る。
- i 当社の監査役の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に 係る方針に関する事項
- ・監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づ〈費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。
- i その他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ·取締役は、監査役が会計監査人及び内部監査人と面談できる環境、必要に応じて随時意見交換及び監査の状況の確認を行える体制を構築する。
- k 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・当社は、財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役の指示のもと、金融商品取引法に基づく内部統制が有効に行われる体制を構築し、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の「反社会的勢力対応規程」において、反社会的勢力との取引を含めた一切の関係遮断することを定め、役員及び使用人の平素からの対応 や事案発生時の組織対応制度を構築する。さらに警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築 するとともに、新規取引の際は、契約書等に反社会的勢力排除条項を盛り込む。

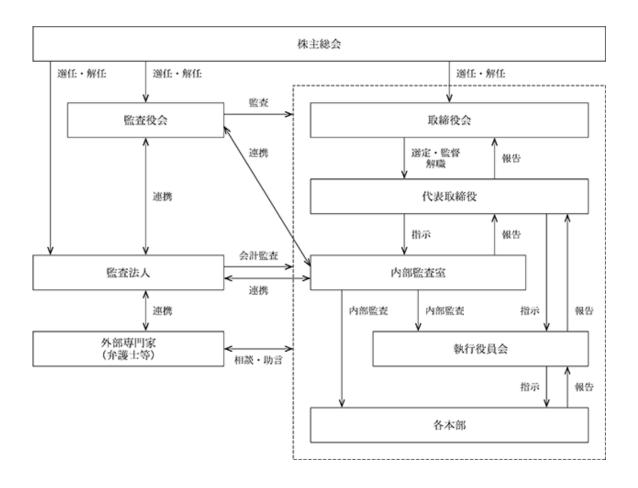
1. 買収防衛策の導入の有無

ш п	ᄁᄼ	油: 4年	の消	A T	有無
ᇢᇽ	メルル	徂収	い等	ハい	/円 無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガパナンス体制等に関する事項 更新



【適時開示体制の概要(模式図)】

